

P R E G O ス ク ー ル 会 則

第1条 (名称)

本スクールは「PREGO」テニス・パワーヨガ・太極拳・フラダンススクール(以下スクールという)と称する。

第2条 (目的)

スクールは会員相互のコミュニケーションを図り、付帯設備を利用し、技術・体力の向上に努めることを目的とする。

第3条 (入会資格)

- (1) スクールの趣旨に賛同し、本クラブが承認した方とする。
- (2) その他は、PREGO会則第5条に準ずる。

第4条 (入会)

- (1) スクールに入会を希望する方は、所定の申し込み手続きを行い、本クラブの承認を得た上で入会金及び受講料(以下所定料金という)を本クラブに納入して入会とする。
- (2) 個人会員(含:家族・学生会員)が休会中にスクールに入会を希望する場合は、スクール会員料金とする。

第5条 (会費等)

- (1) 所定料金は前納制とし、原則として銀行預金振替方式とする。尚、初回ならびに引き落としが不可能な場合は、現金にて支払うものとする。
- (2) スクール開講後、如何なる場合が生じても所定料金は一切返金しない。
- (3) スクール継続時の入会金は免除とする。
- (4) テニススクールのスクール会員が、2 クラス受講する場合、2 クラス目は割引がある。
- (5) 所定料金は別表の通りとする。

第6条 (継続)

開講前月の15日までに、退会届の提出がない場合は自動継続とする。

第7条 (クラス変更)

- (1) 受講期間中のクラス変更は、1 期 3 ヶ月制のスクールのみ、希望クラスに空席があれば、1期につき1回可能とする。
- (2) スクール継続時クラス変更をし、可能となった場合、所定用紙に記入し、スクール開講前月の20日までに手続きを完了すること。

第8条 (振替受講)

- (1) 指定時間までに欠席連絡があり、その期限内に希望クラスに空籍があった場合スクールの振替受講を可能とし、完全予約制とする。
- (2) 振替受講は1回につき210円(税込)の受講料を支払うものとする。
- (3) 振替受講の無断欠席(指定時間までに欠席連絡がなかった場合も含む)は、受講したものとみなし、前項の受講料を徴収する。

第9条 (除名)

本クラブはスクール会員が次の各項の1つに該当した場合、スクール会員の資格の一時停止又は除名をすることができる。

- (1) 本クラブの施設を故意に棄損した場合。
- (2) スクールの運営を故意に妨害した場合。
- (3) 会則その他スタッフの指示に従わない場合。
- (4) スクールの名誉もしくは信用を傷つけ、又は秩序を乱した場合。
- (5) 所定料金が未納の場合。
- (6) その他PREGO会則第9条に準ずる。

第10条 (退会)

スクール会員は本クラブに申し出て退会することができ、退会届に必要事項を記入捺印し、退会希望月の15日までに提出し、本クラブが承認した日から退会とする。

第11条 (途中入会)

- (1) スクールの途中入会は、各クラスの定員に達していなければ、本クラブの承認を得た上で可能とする。
- (2) 所定料金は本会則第5条に準ずる。
- (3) 途中入会における未受講分は欠席扱いとし、本会則第8条に基づき受講可能とする。

第12条 (事故責任)

PREGO会則第17条に準ずる。

第13条 (利用日)

- (1) スクール会員の本施設の利用は、スクール指定日(レッスン日)の1回のみとする。
- (2) スクール会員がスクールを欠席した場合、欠席日の入館はできないものとする。
- (3) スクール会員が有料施設を利用する場合は法人会員料金扱いとする。

第14条 (コース変更)

スクール会員から個人会員に変更する場合は入会金の割引きがある。
但し、入会キャンペーン実施時は適応外とする。

第15条 (その他)

前述に記載のない事項については、PREGO会則及び細則に準ずる。

料 金 表

(税込)

ス ク ー ル	対 象	入 会 金	受 講 料
テニススクール	個人会員	免 除	6,300 円
	スクール会員	2,100 円	8,925 円 6,300 円 ※2 レッスン目以上
パワーヨガスクール	個人会員	免 除	2,100 円
	スクール会員	2,100 円	4,725 円
太極拳スクール	個人会員	免 除	8,400 円
	スクール会員	2,100 円	10,500 円
フラダンススクール	個人会員	免 除	8,400 円
	スクール会員	2,100 円	10,500 円

改定 平成 23 年 4 月 1 日
平成 23 年 10 月 1 日
平成 23 年 12 月 1 日
平成 25 年 7 月 1 日
平成 25 年 11 月 1 日

PREGOジュニアスクール会則

第1条(名称)

以下のスクールは、PREGOジュニアスクール(以下、ジュニアスクールという)と称します。

- (1)ジュニアスイミングスクール(キッズコース、小学生コース、中学生コース)
- (2)ジュニアフィットネススクール(ダンスコース、ヒップホップコース/クラス①/クラス②)
- (3)ジュニアテニススクール(JK・J1・J2、J3)
- (4)体操教室(キッズコース・小学生コース)
- (5)空手教室

第2条(所在地)

ジュニアスクールの所在地は倉敷市鶴の浦2丁目2番地とします。

第3条(入会資格)

会員は次の各項に全て該当し、スポーツアミューズメントドームPREGO(以下、本クラブという)が承認した方とします。

- (1)ジュニアスクールの主旨に賛同される方。
- (2)健康状態に異常のない方。
- (3)各ジュニアスクールが定める年齢の方。

第4条(入会)

ジュニアスクールに入会を希望される方は、所定の入会申込み手続きを行い、本クラブの承認を得た上で入会金及び受講料(以下、所定料金という)を本クラブに納入して入会とします。

第5条(会費等)

- (1)所定料金は前納制とし、原則として金融機関自動振替方式とします。尚、初回ならびに引き落としが不可能な場合は現金にて支払うものとします。
- (2)ジュニアスクール開講後、いかなる場合が生じても所定料金は一切返金いたしません。
- (3)ジュニアスクール継続時の入会金は免除いたします。
- (4)所定料金は別紙の金額とします。

第6条(途中入会)

- (1)ジュニアスクールの途中入会は、定員に達していなければ、本クラブの承認を得た上で可能とします。
- (2)所定料金は、本会則第5条に準じます。

第7条(継続)

ジュニアスクール開講前月の15日までに「退会届」の提出がない場合は自動継続とします。

第8条(クラス変更)

ジュニアスクールのクラス変更は、定員に達していなければ、本クラブの承認を得た上で可能とします。

第9条〈振替受講〉

ジュニアスクールの振替受講は、定員に達していなければ、本クラブの承認を得た上で可能とします。

第10条〈会員のモラル〉

会員は次の各項を厳守していただきます。

- (1)施設内ではコーチの指示に従い規則を守っていただきます。
- (2)ジュニアスクールの秩序を守り目的に添う様に努力していただきます。

第11条〈除名〉

ジュニアスクール会員が次の各項の一つに該当した場合、会員資格の一時停止または除名することができます。

- (1)本クラブの施設を故意に棄損した場合。
- (2)ジュニアスクールの運営を故意に妨害した場合。
- (3)本会則その他、各ジュニアスクールの定める規則に違反した場合。
- (4)ジュニアスクールの名誉もしくは信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (5)所定料金の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。

第12条〈休会〉

ジュニアスクール会員は、本クラブに申し出て休会する事ができ、「休会届」に必要事項を記入捺印し休会希望前月の15日までに提出し、本クラブが承認した日から休会とします。

第13条〈退会〉

ジュニアスクール会員は、本クラブに申し出て退会する事ができ、「退会届」に必要事項を記入捺印し退会希望月の15日までに提出し、本クラブが承認した日から退会とします。

第14条〈事故責任〉

ジュニアスクール会則、規則並びに注意事項に従わないで発生した事故、盗難については一切責任を負いません。

第15条〈利用日〉

本施設の利用はジュニアスクール指定日のみとします。

第16条〈その他〉

前述に記載のない事項については、PREGO会則及び細則に準じます。

平成 5 年 4 月 1 日
改訂 平成 14 年 10 月 1 日
改訂 平成 15 年 3 月 1 日
改訂 平成 20 年 2 月 1 日
改訂 平成 21 年 2 月 1 日
改訂 平成 22 年 3 月 1 日
改訂 平成 22 年 10 月 1 日
改訂 平成 23 年 4 月 1 日
改訂 平成 24 年 7 月 1 日
改訂 平成 25 年 11 月 1 日